

合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付手続き確認書

この書類は、提出者が補助金交付手続きの際に提出漏れがないようにチェックするためのものです。
必ずチェック欄に印を付けて、提出書類がすべて揃っていることを確認し、提出書類の上にこの書類をのせて提出して下さい。

工事場所	邸	湧水町
------	---	-----

工事開始予定	令和 年 月 日	工事完了予定	令和 年 月 日	工事完了日	令和 年 月 日
--------	-------------------	--------	-------------------	-------	-------------------

※工事開始予定・工事完了予定日・工事完了日は、必ず記入して下さい。

補助金交付申請時の提出書類 (工事着工前提出)	チェック
補助金交付申請書	
誓約書	
町税の滞納がないことを証明する書類	
浄化槽設置届出書・浄化槽審査書の写し一式 (各受付機関の受理印があるもの)	
浄化槽構造図・概要図	
建物の平面図・配置図・配水配管図	
浄化槽法第7条及び第11条の定める水質に関する検査申込書の写し	
浄化槽法第7条に基づく水質検査(使用開始検査)の検査手数料支払証明書(実績時でも可)	
内訳(見積)書の写し(町指定の様式)	
工事請負契約書の写し(工事業者から設置者)	
登録浄化槽管理票(C票、実使用人数記入)	
保証登録証(市町村用の原本)	
登録証	
浄化槽設備士免状の写し又は講習会終了書の写し	
補助金交付用の債権者登録(変更)申請書(振込用口座がわかるもの)	

単独から設置換え時の提出書類	チェック
単独処理浄化槽の廃止届の写し (実績時でも可)	
単独処理浄化槽撤去費用分の内訳書の写し	

工事完了時の提出書類	チェック
実績報告書	
浄化槽工事完了検査申請書	
維持管理契約書の写し	
領収書の写し(工事業者から設置者へ)	
浄化槽法第7条に基づく水質検査(使用開始検査)の検査手数料支払証明書	
工事写真(国庫補助対象基準に基づくもの) A4サイズ打ち出し又はA4の台紙に添付)	
配管図 (当初配管図と変更が無くても添付すること)	
工事チェックリスト	
補助金交付請求書	

単独から設置換え工事完了時提出書類	チェック
単独処理浄化槽撤去費用分の領収書の写し(工事業者から設置者へ)	
単独処理浄化槽撤去の施工写真	
マニフェスト(D票)の写し	

変更時の提出書類	チェック
変更承認申請書	
浄化槽設置届出事項変更届出書の写し (各受付機関の受理印があるもの)	

提出者

氏名	
連絡先 (携帯番号)	

申請受付印

実績受付印

変更受付印

※新築・改造に関わらず、水道課と協議してください。

補助金交付申請書は、工事着工前に必ず提出してください。
実績報告書は、完了後1ヶ月以内に必ず提出してください。
提出書類等は、すべてA4サイズに統一してください。

第1号様式(第5条関係)

令和 年 月 日

湧水町長 池上 滝一 様

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

補助金交付申請書

令和 年度における湧水町合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けたいので、湧水町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 設置場所の地名番地	鹿児島県始良郡湧水町		
2 浄化槽設置届出日	令和 年 月 日		
3 工事着工予定年月日	令和 年 月 日		
4 工事完了予定年月日	令和 年 月 日		
5 住 宅 の 種 類	ア 専用住宅(延床面積 m^2)		
	イ 小規模店舗併用住宅(合計面積 m^2) (居住部分延床面積 m^2 、その他の延床面積 m^2)		
6 住宅等の所有者	ア 本人 イ 共有(人) ウ その他()		
7 交 付 申 請 額	浄化槽本体	円	合計 円
	宅内配管助成	円	
	単独槽撤去費	円	
8 放 流 先	ア 河 川 イ 道路側溝 ウ 用、排水路 エ その他()		
9 事 業 の 種 類	(1 新設・2 単独処理浄化槽・3 くみ取り便槽) から環境配慮型小型合併処理浄化槽		

誓 約 書

令和 年 月 日

湧水町長 池上 滝一 様

申請者住 所 _____

氏 名 _____

電話（携帯） _____

私は、小型合併処理浄化槽設置工事に伴う合併処理浄化槽設置整備補助金に関わる申請手続きを下記の者に依頼いたしました。

つきましては、下記の者から浄化槽の適正な使用方法をはじめ、保守点検、清掃及び法定検査の必要性について説明を受けましたので、報告いたします。

また、申請地（湧水町 _____）に浄化槽設置いたしますが、事業完了後は、速やかに居住地の移転に努め、以下の事項に該当しないことを誓約いたします。

万が一、違反した場合は、補助金を全額返納いたします。

1. 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届け出の審査または建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者
2. 専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
3. 国、県及び長の施設並びにこれらに準ずる施設で小型合併浄化槽を設置する者
4. 販売目的で小型合併処理浄化槽付き住宅等を建築する者
5. 小型合併処理浄化槽について、別の国、県及び町の補助金若しくは補償などを受けた者

記

説明日： 令和 年 月 日

説明者： （住 所） _____

（会社名） _____

（連絡先・携帯） _____

浄化槽工事費内訳（見積）書

種類	形状寸法	単位	単価（円）	見積額		備考
				数量	金額（円）	
本 体	人 槽	式				
本 体 設 置 工 事 費						
純 工 事 費						
諸 経 費			式			
工 事 原 価 （ 計 ）						
消 費 税			式			
工 事 費 （ 合 併 ）						
令和 年 月 日						
住 宅 _____						
氏 名 _____						
電 話 _____						
令和 年 月 日						
上記のとおり確認しました。						
申請者 住 所 _____						
氏 名 _____						

※工事費は、浄化槽本体設置に必要な工事費用（ただし、流入又は放流に係る管渠、
 ます及びポンプ設備に係る費用除く。）
 ※消費税抜きの単価

管渠設置費内訳（見積）書

種	類	形 状	寸 法	単 位	単 価（円）	見 積		備 考
						数 量	金 額（円）	
流入管渠設置費用								
放流管渠設置費用								
管 渠 設 置 費 用								
諸 経 費								
工 事 原 価（計）								
消 費 税								
工 事 費（合計）								
<div style="text-align: right;">令和 年 月 日</div> <div style="text-align: right;">住 所 _____</div> <div style="text-align: right;">氏 名 _____</div> <div style="text-align: right;">電 話 _____</div> <div style="text-align: right;">※法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名</div>								
<div style="text-align: right;">令和 年 月 日</div> <div>上記のとおり確認しました。</div> <div style="text-align: right;">申請者 住 所 _____</div> <div style="text-align: right;">氏 名 _____ (印)</div>								

※管渠設置とは、排水設備から浄化槽本体及び浄化槽本体から放流先（敷地境界）までの「管渠設置費用」（本体費用及び工事費用）。管渠途中に柵がある場合は、柵も含む。

※消費税抜きの単価

単独処理浄化槽転換工事撤去費内訳（見積）書

種 類	形 状 寸 法	単 位	単価（円）	見 積		備 考
				数 量	金 額（円）	
単独転換費		円				
(堀削工)						
(基礎工)						
(水張り・埋戻し)						
()						
()						
()						
単独処理浄化槽清掃費						
廃棄物処分費						
純 工 事 費						
諸 経 費		式				
工 事 原 価（計）						
消 費 税		式				
工 事 費（合計）						
<div style="text-align: right;">令和 年 月 日</div> <div style="text-align: right;">住 所 _____</div> <div style="text-align: right;">氏 名 _____</div> <div style="text-align: right;">電 話 _____</div> <div style="text-align: right;">※ 法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名</div>						
<div style="text-align: right;">令和 年 月 日</div> <div>上記のとおり確認しました。</div> <div style="text-align: right;">申請者 住 所 _____</div> <div style="text-align: right;">氏 名 _____ (印)</div>						

※単独処理浄化槽の掘り出し作業から最終処分まで（掘り出し。洗浄，分解，運搬，最終処分場等）に係る費用
 ※消費税抜きの単価

工 事 請 負 契 約 書

第1条 発注者_____（以下「甲」という。）及び浄化槽工事業者_____（以下「乙」という。）は、湧水町合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて甲が行う小型合併処理浄化槽の設置工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、審議を守り誠実にこれを遂行する。

第2条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

工事の場所 鹿児島県始良郡湧水町

工事の期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

設置する浄化槽

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第1項の規定による構造基準に適合し、かつ生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上・放流水のBODが20mg/l（日間平均値）以下の機能を有するところの、別紙する図面及び仕様書に係る小型合併処理浄化槽

工事の請負代金及び支払方法

金額 _____ 円

支払い方法 1.現金 2.その他（ _____ ）

第3条 乙はこの契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は引渡しと引き換えにその請負代金金額の支払いを完了する。

第4条 乙は、この契約に係る工事を、浄化槽法第29条第3項に従い浄化槽整備士_____に実地に監督させ、又は自ら浄化槽整備士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

第5条 甲及び乙はこの契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継させてはならない。但し、相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

第6条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第7条 乙は、浄化槽法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び湧水町が定める工事の基準に従って工事を行わなければならない。

第8条 甲は、やむを得ない場合は、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 本条による変更、延期、又は中止による損害は乙の責に帰すべき場合を除き、甲が負担する。

第9条 乙は、乙の責に帰することができない理由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して遅滞なくその事由を明示して工期の延期を求めることができる。この場合、その延長日数は甲乙協議して定める。

第10条 工事の完成引渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。但し、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第11条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。但し、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第12条 乙は、湧水町が定める湧水町合併処理浄化槽補助金交付要綱に基づき所定の期間内に所定の書類及び写真を、甲に提出しなければならない。

第13条 甲は、工事が本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の補修を請求することができる。

2 甲は、浄化槽法第7条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し相当の期限を定めてその瑕疵の補修を請求し、又は補修に代わる損害賠償を請求することができる。

3 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、請求することができない。

第14条 瑕疵の補修又は損害賠償請求権の行使は、引渡し後5年以内に行わなければならない。

第 15 条 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は催告その他何等の手続きを要せずこの契約を解除することができる。

(1) 浄化槽の設置等の届出その他必要な手続きが受理されず、又は認められないとき。

(2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

2 前項により、この契約が解除された場合は、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。

第 16 条 甲は乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何等の手続きを要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第 17 条 次の各号の一に該当するときは、乙は催告その他何等の手続きを要せずこの契約を解除することができる。

(1) 第 8 条に基づき、工事が一時中止され又は甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日が延期の状態が 10 日以上継続したとき。

(2) 甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき又は請負代金の支払い能力を欠くことが明らかになったとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その結果この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。

2 前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとする。

第 18 条 この契約書に定めない事項については必要に応じて甲乙協議の上定めることとする。

上記契約の証として、本書 2 通を作成し当事者記名捺印の上各自 1 通を保有する。

令和____年____月____日

甲 発注者 住 所_____

氏 名_____印

乙 請負者 住 所_____

氏 名_____印

(浄化槽工事業登録番号又は届出番号：_____)

債権者登録変更申請書

令和 年 月 日

1. 債権者情報

		債権者コード		
フリガナ				
債権者名				
役職名		代表者名		
郵便番号	〒	電話番号		
住所①				
住所②				
備考				

2. 口座情報（現金払い希望の場合は記入不要）

銀行名							
支店名							
口座番号	1. 普通	_____					
フリガナ							
名義人							
郵便番号	-		電話番号				
住所							
備考							

1. は請求書に記載されている名称
2. は振込先情報
3. 変更の場合は、債権者コードを記入すること。

課名 住民税務課

氏名

印



令和 年 月 日

湧水町長 池上 滝一 様

申請者 住 所 湧水町
氏 名
電話番号

⑩

補助金実績報告書

令和 年 月 日付け湧住税第 号で交付決定を受けた令和 年度湧水町合併処理浄化槽設置整備事業補助金に係る事業が完了したので、湧水町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額 金 円
- (内訳、浄化槽分 円 宅内配管助成分 円 単独浄化槽撤去分 円)
- 2 補助事業着工年月日 令和 年 月 日
- 3 補助事業完了年月日 令和 年 月 日

浄化槽工事完了検査申請書

令和 年 月 日

湧水町長 池上 滝一 殿

補助対象者 住 所
氏 名
電 話



次のとおり浄化槽工事を完了しましたので検査を実施して下さるよう申請します。

1	設置届出又は受理年月日	令和 年 月 日
2	浄化槽受理番号（保健所受理番号）	第 号
3	浄化槽設置場所	湧水町
4	建築物の名称・用途	
5	浄化槽の処理方法及び種類	
6	浄化槽の規模	人槽
7 浄化槽工事業者	住 所	
	業者名	
	代表者	
	電 話	
	知事登録，届出番号	
8	従事した浄化槽設置士名	
9	工事完了年月日	令和 年 月 日
10	使用開始年月日	令和 年 月 日

補助金交付請求書

請求金額

金

円

ただし、令和 年 月 日付け湧住税第 号で確定通知のあった令和 年度湧水町合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、湧水町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

湧水町長 池上 滝一 様

補助対象者 住 所
氏 名
電話番号

印

【振込先金融機関名】

金 融 機 関							
支 店 等							
種 類	1. 普通			2. 当座			
口 座 番 号							
名 義 人 (カナ)							

なお、本人以外へ振り込む場合は振込同意書が必要です。

令和 年 月 日

湧水町長 池上 滝一 様

申請者 住 所 湧水町

氏 名

印

電話番号

補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け湧住税第 号で決定通知を受けた令和 年度湧水町合併処理
浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、承認くださるよう湧
水町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請内容の変更

2 補助事業の中止

3 補助事業の廃止

(理由)